

志木市条例第4号

志木市手数料条例の一部を改正する条例

志木市手数料条例（平成12年志木市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1号ア(ウ) a 備考の欄中「床面積の合計(」を「床面積（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。イ(ウ)において「基準」という。）Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については共同住宅の共用部分の床面積を除く。b及び第3号ア(ウ)において同じ。）の合計(」に改め、同号イ(ウ)中「共同住宅」の次に「（基準Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。第3号イ(ウ)において同じ。）」を加える。

別表第10第1号金額の欄中「次に掲げる額」を「1の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同号ア(イ) a の備考の欄中「床面積の合計」を「床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。b、第1号イ(イ)、第3号ア(イ)及びイ(イ)並びに第5号ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。）の合計（申請に係る住戸を含む1の建築物の別表第7第1号備考の欄に規定する床面積の合計をいう。以下この号、第3号及び第5号において同じ。）」に改め、同号イ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）」を「省令」に改め、同表第3号金額の欄中「次に掲げる額」を「1の建築物ごとに次に掲げる額」に、「金額」を「金

額。ただし、新たに追加される建築物については、第1号に定める額とする。」に改め、同表第5号ウ中「ロ(2)」の次に「又は同号イ(3)及びロ(3)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。